

令和7年度 第3回 PTA役員会 報告

1 日 時 令和7年12月16日(火) 13:30~14:30

2 場 所 本校会議室

<議題>

(1) 第2学期PTA行事を振り返って

●授業参観について <校内9月19日(金)、院内は10~11月に随時>

感想(アンケートより)

- ・パソコンを使用しての授業、実務に即した授業でした。これからのことを考えても、実務に合った作業ができるることはとてもいいと考えます。
- ・作業することに集中してたくさん作れたのはびっくりしました。静かにできていたこともすごいです。
- ・前回の参観に比べると先生の話を聞いていたように思いました。友達と一緒に考えたり、準備、片付けができたりしていたので成長を感じました。楽しく授業に参加している姿が見られたことが一番うれしかったです。
- ・みんなで意見を出し合って、活気ある授業だったと思いました。
- ・一学期よりもずっとリラックスして授業を受けていました。先生やクラスのお友達にも受け答えしている様子を見ることができて良かったです。
- ・皆が見ているので少しうかれてキヨロキヨロする感じですが、とても楽しそうに授業を受けていました。普段の学校での過ごし方がよく見られて良かったです。
- ・子どもたちに関わってくれている先生方が、いつもいろいろと工夫されている様子を見ることができ、良かったです。笑顔もいっぱい見ることができ本当にうれしく思います。
- ・練習の成果を発揮して、上手に的当てや玉入れができていました。手の使い方がうまくなってきたなと思います。

●保護者交流会 <10月9日(木)> 9:30~11:30 13:30~15:00

日 程 9:30~11:30 (講演会)

13:30~15:00 (保護者交流会)

場 所 本校多目的室

内 容 (講演会) 香川県社会保険労務士会 宮竹恵美氏に「障害年金について」の説明をしていただいた。

(保護者交流会) 卒業生保護者をお招きし、グループに分かれて交流した。1・2組グループには進路指導主事が参加し、障害年金の申請、特別児童扶養手当、手帳の更新、ショートステイなどについて情報交換を行った。2・3組グループは、子どもの手術・入院、デイサービスなどについて情報交換を行った。

参加者 本校と本校卒業生の保護者 15人 本校の教職員 4人

感想(アンケートより)

(講演)

- ・障害年金について知ることができる貴重な講演だと思います。申請をするまでに数年ありますが準備ができます。
- ・全くの無知だったので、分かりやすく教えてもらえてよかったです。後回しにせず、今できるところからどんどん準備しておこうと思います。
- ・障害年金が自分の子どもが利用できる対象になるのかどうか分からずに、今まで講演の案内があっても参加していませんでした。今回初めて詳しい障害年金の内容を知り、参加してよかったです。非常に分かりやすい説明で、とても勉強になりました。ありがとうございました。

(保護者交流会)

- ・いろいろと情報を共有いただけて良かったです。先輩の知識が豊富なので勉強になりました。
- ・卒業生の保護者の方にお話を聞くことができ、欲しい情報がたくさんいただきました。
- ・先輩ママさん達も参加されての交流会は、普段聞けないお話がたくさん聞けて、とても役に立ちました。ペアレントメンターに対しての意見も参考になり良かったです。

●香川県特別支援学校PTA連絡協議会全体会（香川東部支援学校）

<10月22日(火)> 9:45～12:00

参加者 各校PTA会員

本校でのオンライン視聴に保護者5名と教頭と総務部長が参加

講演内容 演題 「成年後見制度の概要と消費者被害について」

講師 滝口・上枝法律事務所 弁護士 栗田 亮 氏

感想（アンケートより）

（講演について）

- ・栗田先生のお話はとても分かりやすく、どの部分を特に気を付けて考えないといけないか、頭に残りました。特に成年後見人制度について、こんなに詳しく考えたことは今までなかったので、今後のためになりました。細かく分かれている点や利点、またその逆もあることは、先生に聞いていないと全く気付けないことですね。親亡き後について、不安にずっと思い続けているだけでなく、分かる方に頼り、対応していこうと思います。
- ・成年後見人制度について、分かりやすい説明でした。卒業後の成人に向けて、考えていくうと思います。
- ・内容が難しく、本を斜め読みしたような情報しか頭に入ってきませんでしたが、息子が卒業するまでにはまだあと少し時間がありますので、この機会に本の中身を埋めるべく、勉強して知識を得たいと思います。
- ・最近の詐欺のニュースが多い中、消費者被害の具体例で、ダークパターンや画面のカウントダウンについて子どもにも話しておこうと思います。ありがとうございました。

（運営について）

- ・オンラインでも先生のお話を聞くことができ、良かったです。
- ・現地参加は少し遠くて難しかったので、オンラインでの参加、とても良かったです。
- ・オンライン参加は、時間や場所の制約なく、効率的で良いと思います。

●PTA現地研修

11月 6日(木) 13:00～14:30

11月 7日(金) 13:00～14:30

11月14日(金) 13:00～14:45 ン

（研修場所）

- ・社会福祉法人 三豊広域福祉会 「丸山作業所」（就労移行支援・就労継続支援B型）

所在地：観音寺市流岡町750-10 電話：0875-24-8205

- ・「ソーシャルインクルー株式会社」（共同生活援助）

所在地：観音寺市坂本町5丁目15-34 電話：0875-25-6701

- ・「株式会社 都村製作所」

所在地：仲多度郡琴平町榎井590 電話：0877-73-2251

- ・「合同会社 きらきら」（就労継続支援B型）

所在地：善通寺市大麻町1329 電話：0877-35-9540

- ・株式会社A.W.H. 「ほまれの家丸亀」（就労継続支援A型）

所在地：丸亀市土器町東6丁目197 電話：0877-21-6080

- ・社会福祉法人 香川県社会福祉事業団 「香川県ふじみ園」（就労継続支援B型・生活介護）

所在地：丸亀市飯山町東坂元3667 電話：0877-98-3125

(参加者) 本校の保護者 11人 教職員 3人

◎研修内容について

<丸山作業所>

- ・事業所の担当者の方が概要説明と見学の案内をしてくださり、利用者さんの雰囲気も感じられてよかったです。

<都村製作所>

<きらきら>

- ・時間が足りないくらいでしたが（特に都村製作所）、濃い内容でとてもためになりました。今すぐは行かないであろう企業も、イメージをつかんでおくために行かせてもらえて、基準として参考になります。
- ・都村製作所は自分の子供にはレベルが高すぎます。きらきらは自分の子供にはよいかもと思いました。

<香川県ふじみ園>

- ・園内はとても広く、体力づくりに向いているなと思いました。利用者さんは生き生きされていて、いただいた資料上だけではわからない雰囲気や気遣いを感じました。研修に行き見学して話を聞くことはとても勉強になり大切だと思います。
- ・入所施設の状況や実際の状態や雰囲気を見てよかったです。パンフレットや話だけではわからないけど、実際に子供に合うのかどうかがわかりやすかったです。軽作業の見学では、身近なものを作ってくださっていることに驚いたし、ありがとうございました。まだ見学に行くには早いかなと思っていましたが、行けてよかったです。

◎次年度の研修先の希望

- ・高瀬荘 ・リール ・はなみずき ・グループホーム等
- ・グループホームSMILE
- ・善通寺希望の家 ・歩笑 ・縁結 ・ひざし工房 ・おあいこ
- ・今年度と同様、先輩がいるところがよいです。先輩の就職実績も参加申し込みの段階で教えていただけたら参考になります。（仕事を調整しての参加のため、全ては行けないので、選択しやすくなります。）
- ・瀬戸療護園 ・たまも園 ・みとよ荘
- ・土器川タウン（身障者を受け入れているところを見たい。）

◎研修で改善してほしいこと

- ・企業は、時間がもう少しほしかったです。また、よくある質問など、こちらの知りたいことを事前に伝えておけば、事業所側も準備しやすそうです。

(2) 第3学期のPTA行事について

●書面での保護者交流 <1月～2月>

- 1月中旬 書面での交流についてのプリント配布
- 1月下旬 質問事項への回答のお願いのプリント配布
- 2月中旬 質問事項、回答をまとめたプリントを配布

●第4回PTA役員会について

日 時 令和8年2月16日（月） 13：30～14：30
場 所 本校会議室

※駐車場は運動場。

※役員会後、引き続いて学校徴収金運営協議会がある。

(3) 来年度のPTA役員改選について

- ・第3回役員会出欠票にて令和8年度会長候補の推薦により、2人の候補者の名前が挙がった。
- ・候補者の学年の大いき方から交渉していく。

(4) その他

●令和8年度保護者交流会（講演会等）の内容について

（アンケートでの希望）

- ・睡眠について
- ・季節ごとの体調不良の対策
- ・移乗時のコツ
- ・食事の献立作りの方法
- ・訪問入浴の有無について（内容も）

2月のPTA役員会で内容を検討するので、考えておいてほしい。

●PTA関連事項の学校HPへの掲載について

HPにPTA行事の報告やアンケート（感想等）をPTAのスペースに掲載しているので、是非ご覧いただきたい。

●欠席遅刻等の届け出（試行期間）について